

災害時の特別措置の詳細について

○小売電気事業者さま

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延期

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金について、災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限り）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月分の料金算定日を、それぞれ1か月間延期します。

② 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生月から6か月後の末日までの間、接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備接続送電サービス料金から電気を使用されない日数に応じて1日4%分の料金を免除します。

なお、被災日以降、電気の使用を確認した日以降は接続送電サービス料金等の免除の対象外とします。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されずにそれまでの接続供給契約を廃止し、その後新たに接続供給契約を申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれ、被災時の契約電力等をこえないときは、工事費負担金を免除します。

④ 臨時工事費の免除

再建等のために臨時接続送電サービスを申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれるときは、臨時工事費を免除します。

⑤ 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から6か月後の末日までの間、その不使用設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除します。

⑥ 諸工料の免除

再建等のために引込線、計量器、その他付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更を申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれ、被災時の供給方法と同一のときは、初回に限り工事に要した費用を免除します。

○発電者さま、発電契約者さま

① 系統連系受電サービス料金の支払期日の延期

系統連系受電サービス料金について、災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月分の支払期日を、それぞれ1か月間延期します。

② 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続きまったく発電または放電されない場合には、災害発生月から6か月後の末日までの間、系統連系受電サービス料金から発電または放電されない日数に応じて1日4%分の料金を免除します。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とします。

③ 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、災害発生月から6か月後の末日までの間、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除します。

※「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても、託送供給等約款における特別措置の設定と同様の特別措置を適用します。ただし、「①系統連系受電サービス料金の支払期日の延期」においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

○離島等供給契約または電気最終保障供給約款のお客さま

① 電気料金の支払期日の延期

電気料金について、災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月分の支払期日を、それぞれ1か月間延期します。

② 不使用日の電気料金の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生月から6か月後の末日までの間、電気料金の基本料金から電気を使用されない日数に応じて1日4%分の料金を免除します。

なお、被災日以降、電気の使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とします。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されずにそれまでの電気需給契約を廃止し、その後新たに電気需給契約を申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれ、被災時の契約種別と同一であり被災時の契約電力等をこえないときは、工事費負担金を免除します。

④ 臨時工事費の免除

再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれるときは、臨時工事費を免除します。

⑤ 使用不能設備に相当する電気料金の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から6か月後の末日までの間、その使用不能設備に相当する電気料金の基本料金を免除します。

⑥ 諸工料の免除

再建等のために引込線、計量器、その他付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更を申込まれる場合で、その申込みが災害発生月から6か月後の末日までに行なわれ、被災時の供給方法と同一のときは、初回に限り工事に要した費用を免除します。

以 上